

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は次のとおりとする。

（1）リハーサル大会

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他運営に必要な識別用品

（2）日本のひなた宮崎国スポ障スポ

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。）
- ウ その他運営に必要な識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし簡素化及び効率化を考慮して、識別用品の一部のみの配布とすることができるものとする。

- （1）大会役員
- （2）競技役員
- （3）競技補助員
- （4）競技会係員
- （5）競技会補助員
- （6）選手・監督
- （7）医師・看護師
- （8）報道員
- （9）視察員
- （10）大会関係者
- （11）その他日本のひなた宮崎国スポ障スポ日南市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、日本のひなた宮崎国スポ障スポ及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

本市開催競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。その場合、競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの予算額（以下「予算単価」という。）を超えないものとし、1

人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 競技共催市町実行委員会との協議による整備

他市町実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は、別に定める。